

板橋区がけ・擁壁防災対策に関する検討会議設置要綱

(令和8年7月16日板橋区長決定)

(設置)

第1条 適切な管理が行われていないがけ・擁壁の所有者等に対して、健全度が高くないがけ・擁壁の解消の促進及び維持管理等の啓発を目的として策定する「板橋区がけ・擁壁防災対策方針」(以下「対策方針」という。)に関し、対策方針の見直し、各部局との連絡調整及び調査を行うための会議体として、板橋区がけ・擁壁防災対策に関する検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1)対策方針の策定、見直し等に関する事項
- (2)がけ・擁壁に関する各部局との連絡調整に関する事項
- (3)がけ・擁壁の調査に関する事項
- (4)その他、がけ・擁壁に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 検討会議は、別表第 1 に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長は、検討会議を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 4 別表第1に掲げる者のほか、会長が必要と認める者を委員とすることができる。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて会議を招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 会議の円滑な運営を図るため、部会を設置することができる。

2 部会は別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 部会長は、部会の会務を統括する。

4 部会副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

5 部会は、検討会議に付議する事案について調整及び検討する。

6 別表第2に掲げる者のほか、部会長が必要と認める者を部会委員とすることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、都市整備部建築指導課が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年7月16日から施行する。

別表第1（第3条関係）

会 長	都市整備部長
副会長	都市整備部建築指導課長
委 員	危機管理部防災危機管理課長
	危機管理部地域防災支援課長
	都市整備部都市計画課長
	都市整備部建築安全課長
	土木部土木計画・交通安全課長
	土木部管理課長
	土木部工事設計課長
	土木部みどりと公園課長
	土木部南部土木サービスセンター所長
	土木部北部土木サービスセンター所長

別表第2（第5条関係）

部会長	都市整備部建築指導課長
部会副会長	都市整備部建築指導課構造審査係長
	都市整備部建築指導課特命担当係長
部会委員	危機管理部防災危機管理課計画推進係長
	危機管理部防災危機管理課地域防災係長
	都市整備部都市計画課開発計画係長
	都市整備部建築安全課老朽建築物対策係長
	土木部土木計画・交通安全課土木計画係長
	土木部管理課土木管理係長
	土木部工事設計課工務係長
	土木部みどりと公園課公園設計係長
	土木部南部土木サービスセンター工事調整係長
	土木部北部土木サービスセンター工事調整係長